

⑦青森市物品修繕契約標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第10条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第11条の2(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第11条の3(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第12条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として受注者から徴収する。</p> <p>一 前3条の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 受注者<del>が</del>その債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人</p> <p>三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等</p> <p>3 前3条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、第2条第1項の契約保証金等は、違約金として、発注者に帰属するものとする。</p> <p>4 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第13条、第14条(略)</p>	<p>第1条～第10条(略)</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第11条(略)</p> <p>(談合その他不正行為による解除)</p> <p>第11条の2(略)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第11条の3(略)</p> <p>(違約金)</p> <p>第12条 発注者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合において、契約保証金等を免除したものであるときは、契約金額の100分の10に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として受注者から徴収する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前3条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、第2条第1項の契約保証金等は、違約金として、発注者に帰属するものとする。</p> <p>3 発注者は、第1項に規定する違約金の額を超えた額の損害が生じたときは、その超えた額を損害賠償金として徴収するものとする。</p> <p>第13条、第14条(略)</p>